

タイトルの“Cozy”とは、
「(家・場所などが)居心地の良
い、気持ちのよい、くつろい
だ」の意味。
当社では、皆様に“Cozy”な生

もし水害にあったら何をすべきか

2018年7月豪雨により、西日本を中心に洪水や土砂災害などの被害が多く発生しました。被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

毎年、極端な気象現象が起きています。災害から身を守ることは第一条件ですが、もし自分の家が被害にあったら…。被災された方は、一刻も早く、日常生活を取り戻したいと切望されていることでしょう。そこで被害にあった時取り組むべき項目について掲げてみました。

写真を撮る・領収書やレシートを取っておく

最も重要な事は「あわてない」「写真を撮る」「領収書・レシートを取っておく」「支援制度を調べる」これが、災害からすまいの復興の大事なキーポイントです。早く元の生活を取り戻さねばと焦りますが、一瞬立ち止まって、以下の点を確認してから作業を開始しましょう。

- ① 太陽光パネルには触ってはいけない：光が当たれば発電するので、触れると感電の恐れがあります。
- ② マスクと安全靴・安全インソールの着用：流れ着いた有機物やカビといった「有機粉塵」が含まれます。
- ③ あわてて電気を使おうとしない：専門業者に漏電していないかまず確認してもらう。感電しないようにゴム手袋使用。
- ④ 片づける前に写真を撮る：まず被災状況の写真を撮りましょう。(罹災証明や保険の査定、税金の控除等に被災の証拠として)
- ⑤ 領収書・レシートを取っておく：マスクや安全靴に始まり、応急処置・修理に支払った領収書等は取っておく。税金の控除になる。
- ⑥ 保険会社への連絡：被災したことを連絡しましょう。車が被災した時は、自動車保険会社にも連絡する。

また、濡れた家をそのままに放っておくと、後からカビや悪臭が発生し、生活に支障が出る場合があります。まずは床下の状態を確認し、泥をかき出し、消毒し、最低1か月ほどしっかりと乾燥させることです。もし皆さんが被害に遭われ、すぐに本格的な修理に取り掛かれない時、家の片づけや支援金の手続きなど皆さんが被災後に取り組むべき項目についてできることから始めましょう。



日本財団 2016 年度助成事業

水害で保険が適用されるのか確認しましょう！



自分が加入している保険の種類等によっては保険金が下りない場合も多くあります。自分が加入している保険はどのタイプかを確認しておきましょう。例えば、大雨で床上浸水となり、床や壁に損害が生じたり家具や家電製品が水に浸り使用不可能になった。今入っている保険で家具や家電製品まで保証されるのか？住宅総合保険は、火災をはじめ台風や大雪などの自然災害やその他の日常でのさまざまなリスクから大切な住まいや家財が保証されます。お客様が心配されるリスクやニーズにあわせてご契約プランに入ることが出来ます。是非一度ご確認ください。大切な住まいを守るため弊社でもご相談いただけます。

次のイベントのお知らせ

完成見学会

8月25日(土)・26日(日) AM10時～PM5時
場所：養父市八鹿町八鹿にて



健やかリフォームフェア

In タカラスタダード

9月8日(土)・9日(日) AM10時～PM5時
場所：タカラスタダード

豊岡ショールムにて
(豊岡市戸牧 534-3)

くまけんの値引き塾
8日(土)14:00～
同会場にて開催！

※詳細は決定次第HP又はブログに掲載します。

植栽・デッキ・庭・カーポートなど、建物と調和したエクステリアもお任せ下さい



想いをこめた家づくり
株式会社 くまだ建工社

建設業許可／兵庫県知事(特28)第600681号
宅地建物取引業者免許／兵庫県知事(10)第600023号
一級建築士事務所登録／兵庫県知事第01A0905号

〒667-0102 兵庫県養父市十二所 316 TEL: 079-664-0076

URL <http://www.kuma-ken.co.jp> くまけんブログ 検索